

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

平成 25. 4. 4 第 183 回国会第 6 号

4 月 4 日（木）、第 6 回の委員会が開かれました。

1 公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外 5 名提出、衆法第 3 号）

公職選挙法の一部を改正する法律案（田嶋要君外 5 名提出、衆法第 1 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）選挙プランナー・一般社団法人日本選挙キャンペーン協会専務理事

三 浦 博 史君

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科客員教授

夏 野 剛君

（質疑者及び主な質疑内容）

平 沢 勝 栄君（自民）

- ・インターネット等において行われた誹謗中傷に対する名誉の回復については、現在でも難しいと思われるが、インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁後の誹謗中傷やなりすましへの対策についての両参考人の意見を伺いたい。
- ・インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁については、費用がかからなくなると言われているが、専門家への委託などの費用の増加が予想されることについて両参考人の意見を伺いたい。

遠 山 清 彦君（公明）

- ・ツイッター、フェイスブック、ブログなどのウェブサイトを利用した選挙運動において誹謗中傷などの悪意のある行為がなされた場合は反論の機会もあるが、密室性の高い電子メールによる選挙運動を第三者にまで解禁した場合は反論することが困難であると考えられることについて、夏野参考人の意見を伺いたい。
- ・海外のサーバを経由した迷惑メール的手法によるなりすましや誹謗中傷は、両案のいずれでも取り締まることが困難であり、例えば投票日の 2 日前に悪意のあるメールが大量に発信されるようなことがあれば信頼回復はほとんど困難であると考えられるが、技術的に対応することは可能かどうか、夏野参考人の意見を伺いたい。

後 藤 祐 一君（民主）

- ・三浦参考人が第三者による電子メールを利用した選挙運動を解禁しない理由として挙げる情報の信憑性・信頼性の問題は、ソーシャルネットワークサービスについても同じことが言えると考えられるが、両参考人の意見を伺いたい。

- ・インターネットを利用して政治家を評価する仕組みを構築することにより、我が国の政治レベルを上げることも可能ではないかと考えるが、両参考人の意見を伺いたい。

中 丸 啓君（維新）

- ・韓国においては、インターネット等を利用する方法による選挙運動は大きな影響力があるが、我が国において解禁した場合の今後の見通しについて両参考人の意見を伺いたい
- ・インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁することによって、有権者の意識にどのような変化がおこると考えられるのか、両参考人の意見を伺いたい。

井 出 庸 生君（みんな）

- ・現在においても、選挙運動期間中に選挙運動と政治活動との区別がつきにくい電子メールのやり取りがあると考えられるが、三浦参考人の意見を伺いたい。
- ・三浦参考人は以前「インターネット選挙運動を解禁する公選法改正は当然で、改正後に被害を防ぐ方法を考えればよい」旨の考え方を示していたが、その後、第三者の電子メールによる選挙運動に慎重な考え方を持つようになった理由について、三浦参考人の見解を伺いたい。

佐々木 憲 昭君（共産）

- ・三浦参考人は、企業・法人等が選挙運動に関する電子メールを配信する場合の問題点を指摘しているが、電子メールを利用した選挙運動を個人が行う場合と企業・法人が行う場合との選挙に与える影響の差について、夏野参考人の意見を伺いたい。

- ・ 現行の選挙運動に係る規定とインターネットを利用した選挙運動を自由化することとの整合性について、両参考人の意見を伺いたい。

玉 城 デニー君（生活）

- ・ 平成 24 年衆議院議員総選挙において、インターネット関係のメディアが与えた影響・効果について両参考人の意見を伺いたい。
- ・ 人間関係の醸成により候補者が支持されて投票行動につながることは重要であると考えますが、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁することによってそれらが希薄になってしまう懸念について両参考人の意見を伺いたい。